

北広島町農業委員会第29回総会議事録

事務局 (第29回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 11月14日付で取り下げ願いが提出されました。

会長 それでは、番号1番については取下げとします。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1番 3月13日に譲受人と現地において説明を受け、譲渡人は叔父であり、また、遠方であるため今まで譲受人が耕作をしていた。今回の申請地は譲受人の所有地に近く集積できることから今回の申請に至りました。3条にかかる各要件は満たしていると考えられますので、許可妥当と判断しました。

会長 番号2番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番及び番号4番は関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 譲渡人は町外在住で耕作できないことから、番号3番については、申請地の状態が非常に悪いので譲受人において整備し後世に伝えようと思ひ、水田として利用するのは困難であることから水はけを良くし何とか畑として利用できるように努力するとのことであ

る。また、番号4番については、圃場整備されていることから大型機械が利用できるため法人が取得することとなった。3条にかかる各要件は満たしていると考えられますので、許可妥当と判断しました。

会 長 番号3番及び番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番及び番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 2 番 譲受人は譲渡人の宅地を購入しすでに町内に在住しています。譲受人は農業が好きであり今回の申請地が宅地のすぐ近くであることから購入して野菜等を作付けされます。3条にかかる各要件は満たしていると考えられますので、許可妥当と判断しました。

会 長 番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

6 番 申請面積が1,002㎡で譲渡人の農業経営規模が967㎡となっているがどう理解すればいいのか。

事 務 局 申請地4筆の内1筆の面積が823㎡となっていますが、現況地目が宅地となっておりその面積が35㎡でその部分を差し引いた面積が経営面積となっています。

6 番 それは法的に通るのか。地目変更をするのが適正ではないか。

会 長 本来であれば農業用施設届が必要ではないかと思う。

3 番 農業経営規模の面積に農業用施設の面積をカウントしていくのかどうか、その辺の意思統一をしていく必要があるのではないか。

会 長 申請面積と農業経営規模面積を合わせるよう事務処理をしてもらえれば委員も分かりやすいのではないかと思います。

事 務 局 農業経営面積と農業用施設面積を2段書きとし面積を合わせます。

会 長 それでは、今後はそのようにお願いします。

他にありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

8 番 譲渡人は農地を大規模農家に預けておられ農業はされていません。申請地の4筆は譲受人のすぐ近くにあり、また、管理も譲受人がされています。以前より譲渡人から譲り渡したいとの要望がありまとまったことから、今回の申請に至りました。3条にかかる各要件は満たしていると考えられますので、許可妥当と判断しました。

会 長 番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 第5条案件であることから10番委員と現地調査を実施しました。譲渡人は高齢で農地の耕作、維持管理が困難な状態にあります。このことから譲受人より協議があり譲渡すこととなりました。現況の水路・道路・法面等は変更せず高さも現在と同じくらいに仕上げるのとことであり、また、水路等の管理については地元の要請があれば協力することである。草刈り等については譲受人において責任をもって行うとのことでありませ

- 会 長 それでは番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。
- 6 番 近隣の農地所有者は承諾されているのか。
- 職務代理者 譲受人に地元区長並びに関連のある土地所有者に了承を得るよう伝えてあります。
- 6 番 照り返し等のことがあるがこの辺はどうか。
- 職務代理者 区長等の了承は得ている。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 3 番 今月15日に職務代理者と私で現地確認を行いました。位置図を見ていただくと、北側は駐車場、東側は宅地、南側は道路ということで西側に農地が1枚残るという状況で現地を確認しますと排水水が田越で排水されている状況であり、申請地が転用されると西側にある田の排水ができないこととなります。そのため譲渡人と関係土地所有者と現地で協議し譲受人に対して北側のほうに排水路を設置するよう協議をしている。17日に官民境界の立会があった時に関係者一同に対して整理することとであった。この問題が整理されれば問題はないと思われしますので、許可相当と判断しました。
- 会 長 それでは番号8番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 14番 転用目的につきましては摘要欄のとおりです。譲受人と譲渡人は親子でありまして現在家族と一緒に居住していますが、手狭であることから申請地に住宅を新築するための申請であります。隣地には畑がありますが譲渡人の土地であり何ら問題はありません。また、周辺農地への影響も考えられませんので許可相当だと判断しました。
- 会長 番号9番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。
- 会長 譲渡人・譲受人の住所地番が1236番地となっているが1205番地ではないか。
- 14番 はっきりしないので、確認する
- 会長 他にありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 21番 申請地は石材業の方に貸して石材等が置いてありましたが、この度すべて撤去されたことから売り渡すこととなりました。周辺も宅地であり水路の問題等もありませんので、許可相当だと判断しました。
- 会長 番号10番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 現在の墓地は高台で急斜面な場所にあるため、体が不自由な家族が墓参りにも行かれないことから、自宅近くに墓地を移転するため今回の申請に至ったとのことであります。現地調査は10番委員と行っています。

会長 番号11番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農業用施設転用届について

会長 番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

12番 今建っている農業用施設は、申請人の父が建設されたもので、当時施設転用届が提出されていなかったことから今回届出をすることとなりました。今後も機械倉庫として使用するとのことと受理事宜と判断します。

会長 番号12番について質疑を行いたいと思います。ご意見ご質問をお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について農業用施設転用届を受理事宜することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって届出を受理事宜することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9番 申請地は現在申請者の息子が耕作しているが、農業機械を格納する倉庫がなく野ざらしとなっている状態であることから、この度農機具倉庫を建築したく本届出に及ぶもので

す。周辺農地への悪影響はないと考えます。

会 長 番号13番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について農業用施設転用届を受理することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 非農地証明申請について

会 長 番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

14番 該当する申請地は畑でございますが、実際には花木や雑木が繁茂しており農地に復元する状況にはないと思われまます。農地として復元できないという2名の一致した意見であり、受理妥当と判断しました。

会 長 それでは番号14番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

20番 11月17日職務代理者と私及び申請人と現地にて調査確認しました。摘要欄に記載してあるとおりで30年余り放棄された農地でありまして草木が繁茂している状態です。付近につきましても原野・雑種地であり農地に復元するのは困難と判断しました。したがって、非農地証明は受理妥当と判断しました。

会 長 それでは番号15番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。

- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号16番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 8番 申請地は急斜面であり雑木が繁茂しており、畑に復元は困難であります。11月10日に2番委員、18番委員及び事務局とで現地を確認し、非農地証明は受理妥当と判断しました。
- 会長 それでは番号16番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について非農地証明を発行することに賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり非農地証明を発行することに決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について

- 会長 事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩